

医薬品の販売に関する制度

分類と外箱表示	定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応	
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面等での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します また、他の物及び一般用医薬品と区別して陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報の提供又は必要な薬学的知見に基づく指導をします	
第一類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）	販売時に薬剤師による対面等での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に他のものと区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します				
一般用医薬品	第二類医薬品 第2類医薬品 指定第二類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品	他の物と区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します 指定第二類医薬品を陳列する場合には、情報提供を行う場所から7m以内に陳列します	適切な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します	
	第三類医薬品 第3類医薬品	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品				他の物と区別して一般用医薬品の区分ごとに陳列します
	指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの 要確認 ②上記以外のもの 要確認	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聞いて指定する医薬品 注) 指定濫用医薬品は、厚生労働省令で定められた 特別の注意を要する医薬品 です 購入する際は、当該製品の 使用について薬剤師や登録販売者へご相談ください				販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵のかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します 情報提供設備に資格者を継続配置する場合には、情報提供を行う場所から7m以内に陳列します

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用及び医薬品の適正販売以外の目的で利用はしません。

ご存知ですか？ 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度

医薬品や生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用等による被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。健康被害救済制度については・・・

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 ☎ 0120-149-931 ホームページ: <http://www.pmda.go.jp/>

苦情相談窓口
神戸市保健所
078-322-6796